

衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

【第 211 回国会】令和 5 年 4 月 11 日（火）、第 5 回の委員会が開かれました。

1 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第 27 号）

- ・河野国務大臣（消費者及び食品安全担当）及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

（賛成—自民、立憲、維新、公明、国民、共産）

- ・宮崎政久君外 5 名（自民、立憲、維新、公明、国民、共産）から提出された附帯決議案について、山田勝彦君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。

- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。

（賛成—自民、立憲、維新、公明、国民、共産）

（質疑者）保岡宏武君（自民）、吉田久美子君（公明）、井坂信彦君（立憲）、青山大人君（立憲）、山田勝彦君（立憲）、吉田統彦君（立憲）、池畑浩太郎君（維新）、沢田良君（維新）、田中健君（国民）、本村伸子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

保岡宏武君（自民）

- （1） 今回の「不当景品類及び不当表示防止法」（以下「景品表示法」という。）の改正の背景
- （2） 景品表示法検討会報告書において、早期対応事項と中長期検討事項とに区別がされた理由及び早期対応事項とされながらも法改正に至らなかったもののその理由
- （3） 中長期検討事項とされたデジタル表示の保存義務等及び今回法改正に至らなかった特定適格消費者団体への情報提供に対する今後の工程の検討並びに地方公共団体の執行力の強化の必要性についての消費者庁の見解
- （4） 確約手続の悪用・濫用を防ぐために留意すべきポイントの有無及び「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（以下「独占禁止法」という。）における確約手続の悪用・濫用事例の有無
- （5） 特に若年者に向けた消費者教育・消費者への啓蒙の必要性についての河野国務大臣の見解

吉田久美子君（公明）

- （1） ステルスマーケティング規制のための景品表示法第 5 条第 3 号に基づく指定告示の具体的内容、指定後及び施行後における消費者庁の取組
- （2） 課徴金算定率（3%）の引上げを見送った経緯及び課徴金の額の加算を 1.5 倍とした理由
- （3） 適格消費者団体による差止請求権の内容及び消費者契約法、景品表示法、食品表示法を根拠とする差止請求の実施件数
- （4） 食品表示法においても、適格消費者団体による開示要請規定を設ける必要性
- （5） 差止請求の主体である適格消費者団体の支援強化の必要性
- （6） 地方における消費者行政の強化に向けての河野国務大臣の見解

井坂信彦君（立憲）

- （1） 確約手続の導入
 - ア 悪質・重大な違反事案を対象としないことをガイドラインに明記する必要性
 - イ 事業者名の公表の必要性
 - ウ 是正措置計画等の不履行に対する制裁の必要性
 - エ 是正措置計画等の項目に消費者の被害回復につながるものとして、返金措置を入れる必要性

- オ 独占禁止法の確約手続ガイドライン中「返金措置は計画認定において有益である」旨の記述による、返金措置の促進効果について確認する必要性
- (2) 課徴金制度における返金措置の弾力化として、「電子マネー等」を認めても利用がほとんど増加しないとの懸念に対する消費者庁の見解
- (3) 不動産おとり広告について、消費者庁が実態を把握し、その是正に向け、より主体的な役割を果たす必要性についての河野国務大臣の見解

青山大人君（立憲）

- (1) 本年4月に改められた遺伝子組換え食品に関する表示
- ア 分かりにくい等の指摘を踏まえ分かりやすい表示へ見直す必要性
- イ 再度の見直しを行う可能性
- (2) 現行の課徴金算定率を大幅に引き上げて不当表示の事前抑制に実効性を持たせる必要性
- (3) 確約手続の是正措置計画等に返金措置を盛り込むことをガイドラインなどで例示する必要性
- (4) 適格消費者団体による開示要請
- ア 事業者が現にする表示のみを対象とした理由
- イ 不当表示を抑止するために過去の表示に関する資料も対象とする必要性
- (5) 外国執行当局と協力して景品表示法の執行を行った例の有無及び外国執行当局に対する情報提供制度の創設の趣旨
- (6) 直罰規定の新設
- ア インフルエンサーが直罰規定の対象となる可能性
- イ 対象範囲について啓発を行う必要性
- (7) インターネット上の不当表示広告について、若年層を対象にした周知啓発を行う必要性

山田勝彦君（立憲）

- (1) 確約手続の導入
- ア 施行まで1年半をかける理由及び施行までに行う取組の内容
- イ 是正措置計画等の認定に当たって第三者の意見を募集する考えの有無
- ウ 原則として自主返金を行うこととすることをガイドラインに盛り込む必要性
- エ 課徴金を原資にして消費者被害の補填を行う制度を作る必要性
- オ 事業者名の公表を行うか否かの確認
- (2) 課徴金算定率
- ア 現行の算定率によって消費者被害を防げると考えているかの確認
- イ 海外の事例を踏まえて現行の算定率を見直す考えの有無
- (3) おとり広告など指定告示に係る表示について違反行為が繰り返される場合には課徴金の対象とする必要性
- (4) 悪質なデジタル広告を行っている事業者への対応としてデジタル表示の保存を義務化する若しくは課徴金の対象とする必要性
- (5) 繰り返し違反行為を行う事業者に対し業務停止命令等の導入など更なる罰則の強化を行う必要性

吉田統彦君（立憲）

- (1) 健康食品の広告表示に関する規制等
- ア 景品表示法及び健康増進法による規制の在り方
- イ インターネット広告における不当表示を監視するための消費者庁のパトロール体制

- ウ 医薬品まがいの効能を表示する健康食品に関する厚生労働省による規制状況
 - エ 厚生労働省における消費者庁との具体的な連携の在り方
 - オ 広告を掲載するメディアやデジタルプラットフォーム事業者に対する規制の必要性
- (2) 景品表示法改正案における直罰規定
- ア 導入の理由と目的
 - イ 警察が介入した不当表示事案の件数についての河野国務大臣の認識
 - ウ 違反行為の抑止力強化の観点から見た罰金額の妥当性

池畑浩太郎君（維新）

- (1) デジタル化の進展に伴う広告表示への対応
- ア アフィリエイト広告やステルスマーケティングに対して事業者のコンプライアンス体制強化に向けた消費者庁の取組
 - イ 高齢者及び若年者への広告に関する注意喚起の在り方
 - ウ 子ども向け広告規制についての対応方針
- (2) 景品表示法改正案
- ア 確約手続に関して、事業者名公表等による同手続を活用するインセンティブの喪失及び対象事案の認定基準の不明確さへの懸念についての消費者庁の見解
 - イ 課徴金制度の返金措置に関して、電子マネー等の金銭以外の支払い手段の具体的内容
 - ウ 国際化への対応として外国事業者による不当表示を是正するための取組状況

沢田良君（維新）

- (1) 景品表示法改正案
- ア 消費者庁の民間取引のデジタル化への対応について、デジタル大臣も兼任している河野国務大臣の所感
 - イ 課徴金制度における返金措置の弾力化に係る電子マネー等の活用の具体的内容
 - ウ 景品表示法改正後の消費者庁における民間の最先端デジタル技術等の活用、人員体制の見直し、予算の拡大等の実施の見通しについての河野国務大臣の見解
- (2) 景品表示法第5条第3号（指定告示）によるステルスマーケティングの規制
- ア 高額商品や話題性の高い商品の大手企業からの無償提供が告示の対象となることの当否
 - イ 事業者に対する周知の取組
- (3) 消費者教育
- ア 令和4年12月に消費者教育推進会議の下に設置された「『消費者力』育成・強化ワーキングチーム」における議論の動向
 - イ 令和5年3月に変更された「消費者教育の推進に関する基本的な方針」について、テキスト型の教材のほかに動画や体験型の教材開発を促進することで、学校教員の負担軽減や消費者の自発的な学習につなげるべきとの考えに対する河野国務大臣の見解

田中健君（国民）

- (1) 確約手続の導入
- ア 比較的軽微な行為を対象とする基準がある独占禁止法における確約手続を踏まえ、景品表示法においても同様の基準で確約手続を機能させることに対する河野国務大臣の見解
 - イ 是正措置計画等の認定後の社名公表により、確約手続を積極的に利用する事業者のインセンティブが働かない可能性があるとの懸念に対する消費者庁の見解及び対応方針

- ウ 確約手続の対象となった商品に関する情報の消費者への公表方法
- エ 確約手続のガイドライン策定に、独占禁止法の例にならって、パブリックコメントの実施等幅広く意見を聴取する必要性
- (2) 課徴金制度における返金措置の弾力化に関して、電子マネー等の活用によって返金措置件数を増加させる意図の有無
- (3) 法人に対する措置命令及び課徴金納付命令を受けた後、当該会社を潰して新たな会社を設立して違反行為を繰り返す悪質な事業者に対する取締の方策

本村伸子君（共産）

- (1) 不当表示等の端緒情報収集の実態及びインターネット上に掲載された不当表示等の把握手段
- (2) SNSプラットフォーム事業者に対し、虚偽若しくはその疑いのある表示及び広告によって利益を得ることがないよう社会的責任を果たさせるべきとの考えに対する河野国務大臣の見解
- (3) 確約手続の導入
 - ア 認定の要件について有識者の意見を踏まえたものにするべきであるほか、悪質な事案は確約手続の適用除外とすべきとの考えに対する河野国務大臣の見解
 - イ 是正措置計画等及び事業者名等の公表方法
 - ウ 是正措置計画等の策定に関し、実効性及び再発防止の観点から必要に応じて第三者からの意見募集を実施する必要性
 - エ 返金措置を活用した不当表示による被害の回復も確約手続の柱に据えるべきとの考えに対する河野国務大臣の見解
 - オ 返金措置が可能な事案について、消費者庁から事業者に対して返金措置を促す必要性
 - カ 裁判手続などを経ずとも事業者に対して被害者への返金をさせる仕組みを消費者庁が創るべきとの考えに対する河野国務大臣の見解